

子どもの最善の利益を守る

法律専門相談

別居して、
子どもと一緒に
生活しているけど、
生活費は請求
できるの？

養育費を払って
欲しいけど、どうい
う段取りを踏めば
いいの？

両親が離婚するけど、
どちらの方と
暮らすことになるの？
両親が離婚すると、
名字が変わっちゃうの？

区内在住の18歳未満のお子さんやその養育者の方からの子どもの利益を守るための法律的なご相談に弁護士がアドバイスします

費用 無料

相談場所 文京シビックセンター(春日 1-16-21)

第2・第4火曜日：14階広報課相談室

第3木曜日：5階子ども家庭支援センター相談室

実施日・時間

毎月第2・第4火曜日：①10時～、②11時～

第3木曜日：①18時～、②19時～

※祝休日、年末年始は除く

相談時間は1枠30分程度、面接相談のみ ※保育はありません

予約先・問い合わせ先

ご利用にはご予約が必要です。

下記、子ども家庭支援センターまで電話で ご予約ください

受付時間：月～金 9時～17時 ※祝休日・年末年始除く

(前月20日から実施日の前日まで)

※受付開始日および受付締切日が土日祝日の場合はその直前の開庁日に振替

※年度内(4/1～翌年3/31)で一人3回までご利用できます

文京区子ども家庭支援センター ☎03(5803)1894